

| | |
|---------|-------|
| 札幌市監査委員 | 藤江正祥 |
| 同 | 窪田もとむ |
| 同 | 勝木勇人 |
| 同 | 三浦英三 |

定期監査等の結果に関する報告の提出について

地方自治法第199条第1項、第2項、第4項及び第7項に規定する監査を、下記の部等を対象として行ったので、同条第9項の規定により、その監査の結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

記

監査の対象

1 定期監査(事務監査)

| | |
|-------|---------------------|
| 保健福祉局 | 高齢保健福祉部 障がい保健福祉部 |
| 東区 | 保健福祉部 |
| 白石区 | 市民部 保健福祉部 |
| 厚別区 | 市民部 保健福祉部 |
| 豊平区 | 市民部 保健福祉部 |
| 清田区 | 市民部 |

2 定期監査(工事監査)

| | |
|-----|---------|
| 環境局 | みどりの推進部 |
| 交通局 | 高速電車部 |

3 出資団体等監査

| | |
|-----------|----------------|
| 株式会社 | 札幌エネルギー供給公社 |
| 公益財団法人 | 札幌市防災協会 |
| 公益財団法人 | 札幌国際プラザ |
| 財団法人 | 札幌勤労者職業福祉センター |
| 公益社団法人 | 札幌市身体障害者福祉協会 |
| 社会福祉法人 | はるにれの里 |
| 一般社団法人 | 札幌市区民センター運営委員会 |
| 特定非営利活動法人 | ワーカーズコープ |
| 一般社団法人 | 札幌歯科医師会 |
| 社会福祉法人 | 幸友福祉会 |

出資団体等監査

平成25年度出資団体等監査報告書

監査の対象

| 対象団体名 | 監査の種別 | 出資団体 | 公の施設 指定管理者 | 財政援助 団体 |
|----------------------|-------|------|---------------|------------|
| 株式会社札幌エネルギー供給公社 | | ○ | | |
| 公益財団法人札幌市防災協会 | | ○ | | |
| 公益財団法人札幌国際プラザ | | ○ | | ○ |
| 財団法人札幌勤労者職業福祉センター | | ○ | | ○ |
| 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会 | | | ○ | ○ |
| 社会福祉法人はるにれの里 | | | ○ | ○ |
| 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会 | | | ○ | |
| 特定非営利活動法人ワーカーズユープ | | | ○ | |
| 一般社団法人札幌歯科医師会 | | | | ○ |
| 社会福祉法人幸友福祉会 | | | | ○ |

監査の範囲

主として平成24年度の当該監査種別に係る出納その他の事務

監査の方法

前記事務を対象として、これらの事務が適正に執行されているかどうかについて実施し、監査に当たっては、抽出により関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

監査の期間

平成26年1月8日から同年3月27日まで

監査の結果

おおむね良好と認められたが、下記のとおり一部の団体において改善及び検討を要する事項がみられた。改善措置を要すると認められた事項については、所管部局において対象団体に対する適切な指導監督等を行われたい。

1 出資団体監査

(1) 金券受払簿の記帳確認を適正に行うべきもの

【株式会社札幌エネルギー供給公社】

切手や収入印紙については、受払簿による管理が行われているものの、特定の担当者が記帳しているだけで、その者以外の確認が行われていなかったことから、定期的に帳簿を締めて上司の確認を受けるなど、チェック機能が働くように見直しを行われたい。

(2) 指名見積合せ実施時における業者への見積書提出依頼の方法を見直すべきもの

【株式会社札幌エネルギー供給公社】

工事等の施行業者や物品の購入業者を指名見積合せで決定する場合、当法人の規程では、指名業者に対し見積書提出願により必要事項を通知したうえで見積書を徴することが原則であるが、この通知については電磁的な方法をもって代えることもできている。

しかし、平成24年度において見積書提出願が使用された事例は一件もなかったことから、事情を確認したところ、実際には見積書の提出依頼を電話で行っているとのことであった。

については、口頭による依頼では記録が残らないため、業者に対し公平に情報が伝わったどうかの確認ができず、また、後日依頼内容の検証を行うこともできないことから、口頭で行っている現在の依頼方法を見直されたい。

(3) 契約に係る事務処理等を適正に行うべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

当法人で行われている契約及び支払いに関する事務において、下記のとおり、適正を欠く事例がみられたことから、チェック体制の強化を図り、適正な事務の執行に努められたい。

ア 方針決裁に契約書(案)が添付されているが、実際には契約書が作成されていないもの

イ 契約締結時に契約書(案)が添付されておらず、実際の契約書も作成されていないもの

ウ 請書を徴取していなかったもの

エ 徴取した請書を紛失していたもの

オ 入札された単価に消費税を加算して契約単価とした際、一円未満の端数の取扱いを指名通知書等で明記しないまま、端数を切り捨てていたもの

カ 単価契約において、見積書で提示された単価を上回る単価で支払いが行われていたもの

キ 経費を二重に支払ったまま、長期間そのことに気づかなかったもの

(4) デザインコンペティション実施時におけるチェック体制の強化を図るべきもの

【公益財団法人札幌市防災協会】

当法人では全国消防長会北海道支部（以下「消防長会」という。）の依頼に基づき、年2回、火災予防運動用防火ポスターを作成している。

作成に当たっては、当法人が民間業者数社から作品を募集し、デザイン性と製作金額の両面から採点を行い、原則として候補作品を3点に絞り込んだ後、消防長会がその中から最終的に1作品を決定している。

この候補作品の絞り込みに当たって、当法人自らが採点基準を定めているが、その適用を誤ったまま選定手続きを進めているものがみられた。

コンペティションにおいて、採点は作品を選定する上で極めて重要な要素であることから、同様の誤りを起こさないよう、チェック体制の強化を図りたい。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 契約に関する規程の整備及び適正な事務の執行を行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

当法人で行われている契約事務については、指名競争入札を行う範囲や特命随意契約ができる根拠、見積書の徴取や契約書の作成を省略できる範囲、役務完了検査や納品検査の方法等、多くの点で不統一な事例がみられた。

その原因として、当法人では契約に関する規程類が定められていないため、事務を行ううえで拠りどころとなるべき根拠が明確になっていないことが考えられることから、契約に関する規程等を整備し、事務処理の根拠が明確となるよう改善されたい。

また、下記のとおり個別の事務処理において、適正を欠く事例もみられたので、適正な事務の執行に努められたい。

ア 単価契約を行っている物品購入について、単価に変更があったにもかかわらず、改定契約を行っていないもの

イ 特命随意契約を行っている契約について、特命とする理由が記載されていないもの

ウ 委託業務契約書に業務名が記載されていないもの

エ 仕様書と実際の業務内容が一致していないもの

オ 完了検査や納品検査の記録がないもの

(2) 指定管理業務に係る収支報告を正しく行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

指定管理業務に係る札幌市への収支報告は、当法人の決算に基づき行われたものであるが、当該決算の内容をみると、指定管理業務に関わる収益及び費用について、その年度区分や会計区分間の配分等に妥当性を欠くと考えら

れる処理が散見された。

これらについては、公益法人における会計事務への理解が不十分なことによると思われる事例も多くみられたことから、会計処理を適切に行うよう努め、指定管理業務に係る収支報告を正しく行われたい。

(3) 収支決算の集計に留意すべきもの

【特定非営利活動法人ワーカーズコープ】

年度終了後に札幌市へ提出する管理業務に係る収支報告に関して、集計誤り等により正確な金額が報告されていないものがいくつかみられたことから、報告書作成に際しては遺漏のない事務処理に努められたい。

(4) 現金の出納管理を適正に行うべきもの

【特定非営利活動法人ワーカーズコープ】

区民講座に係る受講料や教材費について、受講申込者から現金を収受した当日には現金出納簿への記載を行わず、数日分をまとめてその合計金額で記帳するなど、現金の出納記録が正しく行われていない事例がみられた。

現金の出納については適正な記帳と管理を行われたい。

(5) 現金の管理を適正に行うべきもの

【一般社団法人札幌市区民センター運営委員会】

施設に関する費用の支払いを現金で行っている場合があるが、その際に、預金口座から当該現金を引き出してから実際に相手先に支払うまで1週間前後の日数が経過しているにもかかわらず、その間の保管現金についての記帳や残高確認が行われていない事例がみられた。

現金の保管については日々記帳するとともに複数人でチェックするなど、帳簿や管理体制を改善して適正な現金管理を行われたい。

3 財政援助団体監査

(1) 契約に関する規程の整備及び適正な事務の執行を行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

2(1)に同じ。

(2) 補助対象事業に係る収支報告を正しく行うべきもの

【公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会】

補助対象事業に係る札幌市への収支報告は、当法人の決算に基づき行われたものであるが、当該決算の内容をみると、補助対象事業に関わる収益及び費用について、その年度区分や会計区分間の配分等に妥当性を欠くと考えられる処理が散見された。

これらについては、公益法人における会計事務への理解が不十分なことに

よると思われる事例も多くみられたことから、会計処理を適切に行うよう努め、補助対象事業に係る収支報告を正しく行われたい。

(3) 補助対象事業に係る帳簿を整備し、経費の内容を明確にすべきもの

【一般社団法人札幌歯科医師会】

札幌市未就業歯科衛生士復職支援事業補助金については、交付要綱で定められた「補助対象事業についての帳簿」が備えられておらず、また、補助対象とした経費の内容も明確にはなっていない状態である。

については、帳簿を整備するとともに、経費の内容が明確になるよう改善されたい。

(4) 補助対象事業費を適正に報告すべきもの

【一般社団法人札幌歯科医師会】

口腔医療センター歯科診療事業及び子ども医療費助成事業については、補助対象経費として算定された経費の中に、同じ経費を重複して計上している部分がみられた。また、事業実績報告書に計上された経費には、当該事業との関連性が明確にされていないものがみられたことから、これらを明確にして報告されるよう努められたい。

参 考

監査対象団体の概要

1 出資団体監査

(1) 株式会社札幌エネルギー供給公社（所管：環境局環境都市推進部）

この法人は、札幌駅北口地区に、環境にやさしいクリーンで安全な地域冷暖房を安定供給することを目的として、昭和61年に設立されたものである。

札幌市は、この法人に対し、設立時に資本金総額4億5,000万円のうち1億8,000万円（出資比率40.0%）の出資を行ったが、その後、札幌市及び民間からの増資を得て、現在の資本金総額は15億円、うち札幌市の出資額は5億4,000万円（出資比率36.0%）となっている。

第1表 第27期 経営成績及び財政状態

| | | (単位 千円) | |
|---------------------------|---------------------|-----------|--|
| 区 分 | 項 目 | 金 額 | |
| 経 営 成 績 | 経 常 収 益 A | 923,477 | |
| | 経 常 費 用 B | 671,548 | |
| | 経 常 △ 損 益 C=A-B | 251,928 | |
| | 特 別 △ 損 益 D | 0 | |
| | 法 人 税 等 E | 94,388 | |
| | 法 人 税 等 調 整 額 F | 1,157 | |
| | 当 期 △ 損 益 G=C+D-E-F | 156,382 | |
| | 前 期 繰 越 利 益 H | △ 698,569 | |
| | 繰 越 利 益 剰 余 金 I=G+H | △ 542,186 | |
| 財 政 状 態 (平成25年3月31日現在) | 流 動 資 産 J | 377,265 | |
| | 固 定 資 産 K | 1,724,634 | |
| | 資 産 合 計 L=J+K | 2,101,899 | |
| | 流 動 負 債 M | 309,083 | |
| | 固 定 負 債 N | 835,002 | |
| | 負 債 合 計 O=M+N | 1,144,085 | |
| | 資 本 金 P | 1,500,000 | |
| | 資 本 剰 余 金 Q | 0 | |
| | 利 益 剰 余 金 R | △ 542,186 | |
| | 純 資 産 合 計 S=P+Q+R | 957,813 | |
| 負 債 及 び 純 資 産 合 計 T=O+S | 2,101,899 | | |

(注) 本表は、損益計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

(注) 当事業年度は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までである。

第2表 株主、所有株式数及び持株比率

(平成25年3月31日現在)

| 株主 | 所有株式数(株) | 持株比率(%) |
|--------------|----------|---------|
| 札幌市 | 10,800 | 36.0 |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 6,000 | 20.0 |
| 三菱重工業株式会社 | 3,600 | 12.0 |
| 北海道瓦斯株式会社 | 3,600 | 12.0 |
| 北海道電力株式会社 | 3,600 | 12.0 |
| 株式会社北洋銀行 | 1,480 | 4.9 |
| 株式会社北海道熱供給公社 | 480 | 1.6 |
| 株式会社北海道銀行 | 440 | 1.5 |
| 合 計 | 30,000 | 100.0 |

(注) 持株比率は、小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 公益財団法人札幌市防災協会（所管：消防局総務部）

この法人は、市民の防災意識の高揚と防災対応力の向上並びに防災業務関係者の育成を図り、市民の生命・身体・財産を災害から保護するとともに減災社会を推進し、安全で安心して暮らせる市民生活の確保と社会公共の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものである。なお、設立は平成6年であるが、平成24年4月1日から公益財団法人に移行している。

札幌市は、この法人に対し、1,500万円（出資比率50.0%）の出資を行っている。

平成24年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|------------------------|----------------------|-----------|
| 事業成績 | 経常収益 A | 223,263 |
| | （うち札幌市からの補助金） | (0) |
| | （うち札幌市からの委託料） | (160,200) |
| | （うち札幌市からの公の施設の指定管理費） | (0) |
| | （うち公の施設の利用料金） | (0) |
| | 経常費用 B | 211,983 |
| | 経常△増減額 C=A-B | 11,280 |
| | 経常外△増減額 D | △ 157 |
| 財政状態 (平成25年3月31日現在) | 法人税等 E | 70 |
| | 当期一般正味財産増減額 F=C+D-E | 11,053 |
| | 一般正味財産期首残高 G | 57,192 |
| | 一般正味財産期末残高 H=F+G | 68,245 |
| | 流動資産 I | 82,912 |
| | 固定資産 J | 36,835 |
| | 資産合計 K=I+J | 119,748 |
| | 流動負債 L | 15,696 |
| | 固定負債 M | 5,805 |
| | 負債合計 N=L+M | 21,502 |
| 指定正味財産 O | 30,000 | |
| 一般正味財産 P | 68,245 | |
| 正味財産合計 Q=O+P | 98,245 | |
| 負債及び正味財産合計 R=N+Q | 119,748 | |

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(3) 公益財団法人札幌国際プラザ（所管：総務局国際部）

この法人は、国際都市札幌の実現を目ざし、札幌の有する歴史、文化、風土その他の地域的特性を生かした多様な交流の振興を図るとともに、多文化共生を推進し、もって地域の発展と世界の平和に寄与することを目的として設立されたものである。なお、設立は平成3年であるが、平成23年4月1日から公益財団法人に移行している。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額5億1,900万円のうち4億円（出資比率77.1%）を出資している。

また、札幌市は平成24年度、この法人の事業に係る経費に対し、1億5,913万円の補助金を交付している。

平成24年度 事業成績及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|------------------------|---|---|
| 事業成績 | 経常収益 A (うち札幌市からの補助金) (うち札幌市からの委託料) (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) (うち公の施設の利用料金) | 210,627 (159,139) (5,098) (0) (0) |
| | 経常費用 B | 253,013 |
| | 経常△増減額 C=A-B | △ 42,386 |
| | 経常外△増減額 D | 2,332 |
| | 法人税等 E | 0 |
| | 当期一般正味財産増減額 F=C+D-E | △ 40,053 |
| | 一般正味財産期首残高 G | 1,179,565 |
| 一般正味財産期末残高 H=F+G | 1,139,512 | |
| 財政状態 (平成25年3月31日現在) | 流動資産 I | 46,297 |
| | 固定資産 J | 1,652,357 |
| | 資産合計 K=I+J | 1,698,655 |
| | 流動負債 L | 30,021 |
| | 固定負債 M | 8,335 |
| | 負債合計 N=L+M | 38,356 |
| | 指定正味財産 O | 520,785 |
| | 一般正味財産 P | 1,139,512 |
| 正味財産合計 Q=O+P | 1,660,298 | |
| 負債及び正味財産合計 R=N+Q | 1,698,655 | |

(注) 本表は、正味財産増減計算書及び貸借対照表により作成している。
なお、千円未満は切捨てしている。

(4) 財団法人札幌勤労者職業福祉センター（所管：経済局雇用推進部）

この法人は、勤労者の雇用と福祉に関する事業を総合的に行い、もって勤労者の雇用の促進と福祉の向上に寄与することを目的として、昭和59年に設立された。昭和61年に開業した「札幌サンプラザ」の整備及び管理運営等の事業を主に行っており、平成26年度より一般財団法人に移行する予定である。

札幌市は、この法人に対し、設立時に出資金総額 2,000万円のうち、1,500万円（出資比率75.0%）を出資し、現在に至っている。

また、札幌市は平成24年度、この法人の運営に係る経費に対し、総額 4,355万円の補助金を交付している。

平成24年度 事業収支の状況及び財政状態

(単位 千円)

| 区 分 | 項 目 | 金 額 |
|---------------------------|-------------------------|-----------|
| 事 業 収 支 の 状 況 | 収 入 A | 822,624 |
| | (うち札幌市からの補助金) | (43,553) |
| | (うち札幌市からの委託料) | (0) |
| | (うち札幌市からの公の施設の指定管理費) | (0) |
| | (うち公の施設の利用料金) | (0) |
| | 支 出 B | 839,164 |
| | 当 期 収 支 差 額 C=A-B | △ 16,540 |
| | 前 期 繰 越 収 支 差 額 D | 79,748 |
| | 次 期 繰 越 収 支 差 額 E=C+D | 63,207 |
| 財 政 状 態 (平成25年3月31日現在) | 流 動 資 産 F | 166,170 |
| | 固 定 資 産 G | 258,644 |
| | 資 産 合 計 H=F+G | 424,815 |
| | 流 動 負 債 I | 96,020 |
| | 固 定 負 債 J | 436,886 |
| | 負 債 合 計 K=I+J | 532,906 |
| | 正 味 財 産 L=H-K | △ 108,091 |
| | 負 債 ・ 正 味 財 産 合 計 M=K+L | 424,815 |

(注) 本表は、収支計算書及び貸借対照表により作成している。なお、千円未満は切捨てしている。

2 公の施設指定管理者監査

(1) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

この法人は、札幌市に居住する身体障がい者の生活の安定と福祉の推進を図り、身体障がい者の利益の増進に寄与することを目的として、昭和47年に社団法人として設立され、平成25年4月には公益社団法人に移行した。

この法人は、身体障がい者の自立更生に係る支援・相談等の事業を行っているほか、札幌市は、平成20年度から公の施設である札幌市身体障害者福祉センターの管理運営をこの法人に行わせており、平成24年度は、その管理運営に要する費用として1億1,500万円を支出するとともに、この法人の運営及び福祉活動推進事業に係る費用に対し総額350万円の補助金を交付している。

平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|----------------|-------------|---------|-------------------|
| 札幌市身体障害者福祉センター | 115,000,000 | — | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 合 計 | 115,000,000 | — | |

(注) 指定管理期間は平成24年度から平成27年度までである。

(2) 社会福祉法人はるにれの里

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和61年に設立され、札幌市内及び札幌市近郊で自閉症等の発達障がい者の地域生活移行等を目的とした各種施設の設置運営を行っている。

札幌市は、平成17年度から公の施設である札幌市自閉症者自立支援センター及び札幌市自閉症・発達障害支援センターの管理運営をこの法人に行わせており、平成24年度は、その管理運営に要する費用として5,300万円を支出するとともに、障がい者支援事業等に係る費用に対し総額1,109万円の補助金を交付している。

平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|--|------------|-------------|-------------------|
| 札幌市自閉症者自立支援センター及び 札幌市自閉症・発達障害支援センター | 53,000,000 | 237,855,172 | 保健福祉局 障がい保健福祉部 |
| 合計 | 53,000,000 | 237,855,172 | |

(注) 指定管理期間は平成21年度から平成24年度までである。

(3) 一般社団法人札幌市区民センター運営委員会

この法人は、札幌市の委託を受けて区民センターの管理運営を行うため、平成9年に法人格のない団体として発足し、その後平成21年に一般社団法人となったものである。その活動目的としては、地域住民の生活文化、教養の向上とコミュニティ活動の助長を図ることで、地域住民の福祉の増進に寄与することを掲げており、具体的には、指定管理者として区民センターの管理運営事業を行うこととしている。

札幌市は、公の施設として各区に設置された区民センターのうち、9区(中央区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区及び手稲区)にある区民センターの管理運営を、平成22年度から平成25年度までこの法人に行わせている。平成24年度は、その管理運営に要する経費として1億7,003万円を支出している。

平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|-------------|-------------|-------------|-------------------|
| 札幌市中央区民センター | 46,328,000 | 21,412,680 | 市民まちづくり局 地域振興部 |
| 札幌市東区民センター | 9,290,000 | 23,685,240 | |
| 札幌市白石区民センター | 16,538,000 | 16,505,030 | |
| 札幌市厚別区民センター | 1,433,000 | 18,662,420 | |
| 札幌市豊平区民センター | 19,604,000 | 13,469,130 | |
| 札幌市清田区民センター | 37,687,000 | 11,620,260 | |
| 札幌市南区民センター | 19,210,000 | 13,915,720 | |
| 札幌市西区民センター | 15,704,000 | 16,615,330 | |
| 札幌市手稲区民センター | 4,236,000 | 15,140,770 | |
| 合 計 | 170,030,000 | 151,026,580 | |

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

(4) 特定非営利活動法人ワーカーズコープ

この法人は、地域の中で人々が生活するために必要としている仕事を協同でおこし、あるいはその活動を支援し、協同の息吹あふれる新しいコミュニティを創造することで、豊かで活力のある社会の実現に寄与することを目的として、平成13年に設立されたものである。

札幌市は、公の施設である札幌市北区民センター、札幌市篠路コミュニティセンター、札幌市手稲老人福祉センター及び5つの地区センター（札幌市新琴似・新川地区センター、札幌市厚別西地区センター、札幌市里塚・美しが丘地区センター、札幌市もいわ地区センター、札幌市はちけん地区センター）の維持管理をこの法人に行わせており、平成24年度は、その維持管理に要する管理費用として1億9,027万円を支出している。

平成24年度の管理費用等の内容

(単位 円)

| 公の施設名 | 管理費用の額 | 利用料金収入額 | 所管部局 |
|------------------|-------------|------------|-------------------|
| 札幌市手稲老人福祉センター | 39,141,000 | 1,609,000 | 保健福祉局 高齢保健福祉部 |
| 札幌市北区民センター | 11,922,000 | 20,830,600 | 市民まちづくり 局地域振興部 |
| 札幌市篠路コミュニティセンター | 25,792,000 | 7,988,970 | 北区市民部 |
| 札幌市新琴似・新川地区センター | 22,701,000 | 6,958,025 | |
| 札幌市厚別西地区センター | 23,339,000 | 5,046,211 | 厚別区市民部 |
| 札幌市里塚・美しが丘地区センター | 19,840,000 | 4,646,345 | 清田区市民部 |
| 札幌市もいわ地区センター | 23,173,000 | 5,335,090 | 南区市民部 |
| 札幌市はちけん地区センター | 24,368,000 | 5,842,505 | 西区市民部 |
| 合 計 | 190,276,000 | 58,256,746 | |

(注) 指定管理期間は平成22年度から平成25年度までである。

3 財政援助団体監査

(1) 公益財団法人札幌国際プラザ

法人の概要は、1(3)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|-------------------|-------------|---------------------|
| 国際プラザ管理運営費補助 | 110,198,441 | 総務局国際部 |
| 国際プラザ基金造成費補助 | 80,000 | |
| コンベンションビューロー運営費補助 | 42,361,460 | 観光文化局 観光コンベンション部 |
| コンベンション誘致促進助成金補助 | 6,500,000 | |
| 合 計 | 159,139,901 | |

(2) 財団法人札幌勤労者職業福祉センター

法人の概要は、1(4)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|--------------------|------------|--------------|
| 札幌勤労者職業福祉センター運営費補助 | 43,553,000 | 経済局 雇用推進部 |
| 合 計 | 43,553,000 | |

(3) 公益社団法人札幌市身体障害者福祉協会

法人の概要は、2(1)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 | 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|--------------------|---|-----------|----------|
| 札幌市身体障害者福祉協会運営事業補助 | | 1,900,000 | 保健福祉局 |
| 札幌市身体障害者福祉活動推進事業補助 | | 1,600,000 | 障がい保健福祉部 |
| 合 | 計 | 3,500,000 | |

(4) 社会福祉法人はるにれの里

法人の概要は、2(2)参照

補助金の内容

(単位 円)

| 区 | 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|-----------------------------|---|------------|----------|
| 札幌市地域活動支援センター（相談支援併設型）運営費補助 | | 9,589,000 | 保健福祉局 |
| 札幌市日中一時支援事業運営費補助 | | 1,501,915 | 障がい保健福祉部 |
| 合 | 計 | 11,090,915 | |

(5) 一般社団法人札幌歯科医師会

この法人は、医道の高揚、歯科医療の確立、公衆衛生・歯科保健の啓発、並びに歯科医学の進歩発達を図り、もって北海道民の健康と福祉を増進することを目的として、昭和22年に設立されたものである。なお、平成25年4月1日から一般社団法人に移行している。

主な事業としては、口腔医療センターの設置・運営、歯科医師や歯科医療機関に勤務する従業員向け各種講演会・講習会・研修会の開催、札幌歯科学院専門学校設置・運営等である。

札幌市は平成24年度、この法人の事業に係る経費に対し、総額6,140万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

| 区 | 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|-------------------------|---|------------|----------------|
| 子ども医療費助成事業補助 | | 2,000,000 | 保健福祉局 保険医療部 |
| 札幌市未就業歯科衛生士復職支援事業補助 | | 1,709,000 | 保健福祉局 |
| 札幌歯科医師会口腔医療センター歯科診療事業補助 | | 57,669,000 | 保健所 |
| 結核健康診断事業補助 | | 27,832 | |
| 合 | 計 | 61,405,832 | |

(6) 社会福祉法人幸友福社会

この法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、昭和49年に設立されたものである。

主な事業として、北栄みどり保育園、元町みどり保育園、開成みどり保育園を設置運営し、併せて一時預り事業も実施している。

札幌市は平成24年度、法人の運営等に係る経費に対し、総額5,454万円の補助金を交付している。

補助金の内容

(単位 円)

| 区 | 分 | 補助金額 | 所管部局 |
|----------------|---|------------|------------------|
| 保育所運営費補助 | | 4,200,000 | 子ども未来局 子育て支援部 |
| 予備保育士雇用費補助 | | 23,766,960 | |
| 調理員パート雇用費補助 | | 3,955,500 | |
| 保育所歯科検診費補助 | | 116,730 | |
| 開所時間延長促進事業補助 | | 13,659,000 | |
| 延長保育促進事業補助 | | 4,852,300 | |
| 一時保育促進事業補助 | | 786,600 | |
| 食物アレルギー児保育事業補助 | | 956,000 | |
| 障がい児保育事業補助 | | 1,744,560 | |
| 産休等代替職員雇用費補助 | | 507,400 | |
| 合 | 計 | 54,545,050 | |